

保護林制度の拡充について

- 1 国有林では、原生的な天然林や貴重な動植物の生息・生育地等特別な保全管理が必要な森林について、平成元年4月に制定された「保護林設定要領」(林野庁長官通達)に基づき、保護林として積極的に設定等を行っている。
- 2 近年、生物多様性保全に対する国民各層の関心・期待が高まりつつあるなど、生物多様性保全の観点から、国有林野における更なる保全方策が求められているところである。
- 3 このため、国有林野において、生物多様性保全の観点からも、生物の遺伝資源の保存を一層推進することとし、平成22年4月、保護林設定要領が一部改正され、保護林制度の拡充が図られた。

具体的な通達改正の内容は以下のとおり。

森林生物遺伝資源保存林について、その目的に「地域の特有の森林生態系の類型を代表する森林の保存」を追加し、森林管理局長が独自に設定箇所を選定できるようにした。

設定後の保護林の取扱いについて、必要に応じ、森林管理局長が学識経験者等から構成される保全管理に関する委員会を設置し、意見を求めることができるようにした。

保護林モニタリング調査を5年ごとに実施し、当該調査の結果は、植生保護・回復や外来種駆除等の対策を講じるなどして、保護林の保全・管理に適切に反映させることにした。

郷土の森の設定について、必ずしも地元市町村と分収造林契約又は分収育林契約を締結しなくても、地元市町村と郷土の森保存協定を締結できるようにした。